

道路後退をして寄附・無償使用承諾されるみなさんへ

狭あい道路の拡幅整備にご協力いただくにあたり、道路後退用地としてみなさんから寄附または無償使用承諾される土地を道路として使用する際の管理等についてお知らせいたします。

●道路後退プレートについて

道路後退をして新たに築造した塀等に市が道路後退を示すプレートを貼らせていただきます。プレート貼付にご協力いただける方は下記までご連絡ください。

問い合わせ先

都市整備部 建築開発課 建築指導係
電話：0495-25-1140

この塀(生垣)等は建築基準法の規定により後退した位置に設けてあります。
本 庄 市

●道路後退部分の整備・維持管理について

道路後退完了後、既存道路と同様な道路後退用地の整備工事を行い、市が維持管理を行います。

問い合わせ先

都市整備部 道路整備課 道路維持係
電話：0495-25-1134

●非課税措置

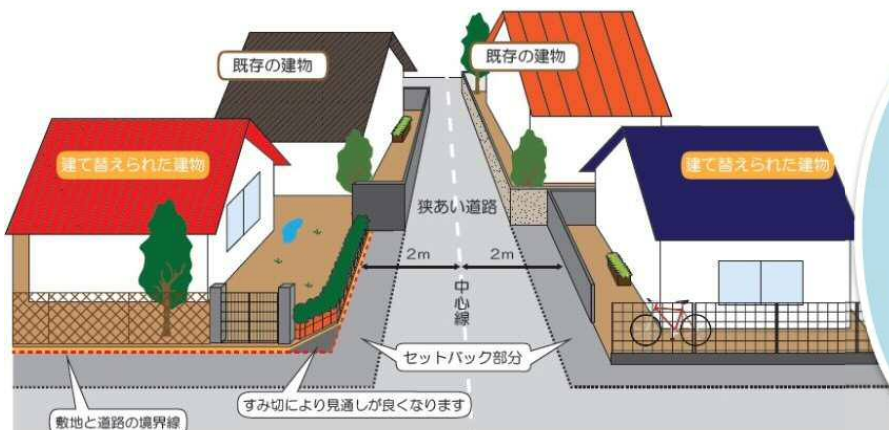
無償使用承諾が受理されますと、道路後退用地に係る固定資産税及び都市計画税が非課税となります。

問い合わせ先

総務部 課税課 資産税土地係
電話：0495-25-1121

■道路後退部分には通行の障害となる物を置かないでください。

道路後退した部分に塀等を再度設置したり、通行の障害となる物を置いたりしますと災害時の避難経路の確保や消防・救急の活動に支障をきたすことになります。狭あい道路の幅員を4mにすることは、災害に強く住みよいまちづくりのために大変重要なルールです。



みなさんのご理解とご協力をお願いします。

